

商業・法人登記の申請には、

オンラインによる登記事項 提出が便利です！

◎ オンラインによる登記事項提出とは、

商業・法人登記の申請を書面で行う場合において、今まで申請書や別紙に記載していた「登記すべき事項」を、あらかじめオンラインで登記所に送信し、提出することです。

※ 電子署名と電子証明書を添付して行うオンライン申請ではありません。

オンラインによる登記事項提出を行うと、

- ・ 申請用総合ソフトを用いるため、併せて申請書（委任状を含む。）も簡単に作成することができます。
- ・ オンラインによって、登記申請の処理状況を確認したり、手続終了等のお知らせを受け取ることができます。
- ・ 磁気ディスクや別紙の添付は、不要です。
- ・ 電子署名及び電子証明書の添付は、不要です。

注意事項

- ・ 登記事項提出書を送信後、別途申請書、添付書類等の書面を法務局に提出する必要があります。
- ・ 添付書面情報の送信や、電子納付はできません。

詳しくは 法務省ホームページへ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html

オンラインによる登記事項提出手続を公開中

クリック
してね



オンラインによる登記事項提出手続の流れ

Step 1 事前準備

申請用総合ソフトのダウンロードと利用者登録を行います。
※申請用総合ソフトのダウンロードに費用はかかりません。

Step 2 登記事項提出書の作成・送信

申請用総合ソフトの申請書作成画面に必要事項を入力し、登記事項提出書（申請データ）を作成します。
その後、送信画面から作成した登記事項提出書（申請データ）を送信します。

Step 3 申請書（書面）の作成・登記所への提出

登記の申請には、別途、書面を提出する必要があります。

① 申請書の印刷，作成

Step 2 で作成した登記事項提出書を印刷し、代表者の氏名の横に法務局届出印を押印します（代理人申請の場合は、代理人氏名の横に代理人の印を押します。）。

② 登録免許税の納付

登記申請に必要な収入印紙を台紙（コピー用紙など）に貼り付けます。

③ 到達通知

登記事項提出書が登記・供託オンライン申請システムに到達すると申請用総合ソフト等の処理状況表示画面等から到達通知を確認することができるようになりますので、その通知を印刷します。

④ 添付書類

必要な添付書類を、別途作成します。

必要な添付書類は、申請される登記の種類によって異なります。

以上、①～④の書面を持参又は郵送の方法により管轄の法務局へ提出します。

クリック
してね！

詳しくは 法務省ホームページへ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html

オンラインによる登記事項提出手続を公開中

